

## ものづくり産業省エネ設備等導入支援事業に係るQ&amp;A

## 1 補助対象者について

1	製造業を営む企業とは具体的にどのような企業が当たるのか。	総務省が定める日本標準産業分類の「大分類E製造業」に該当する業務を営む企業を指します。 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf</a> （大分類E製造業とは：総務省ホームページリンク）
2	中小企業者とは具体的にどのような企業が当たるのか。	中小企業支援法第2条に規定する企業を指します。製造業企業については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人と定義されています。
3	個人事業主は補助対象となるのか。	補助対象者であり、補助事業の要件を満たせば対象となります。
4	営利型の一般財団法人や一般社団法人は補助対象になるのか。また、NPO法人等は補助対象なるのか。	県内に事業所を有する中小製造業者が対象であり、営利活動を目的とした企業のみを対象としています。したがって、当該条件を満たせば、営利型の一般財団法人や一般社団法人も対象となります。一方、NPO法人や社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、学校法人等営利活動を主たる目的として設立されていない法人は対象となりません。
5	県外に本社があり、事業所は県内にあるが補助対象となるか。	県内に事業所があれば、補助対象となります。
6	県外事業所における省エネ設備等の導入は補助対象となるか。	県外事業所における省エネ設備等の導入は補助対象となりません。県内に本社や事業所を有している場合であっても同様に補助対象外となります。
7	大企業は補助対象となるか。	大企業は補助対象となりません。
8	みなし大企業は補助対象となるか。	みなし大企業（発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等）は補助対象となりません。
9 (10/29 追加)	新設する工場への設備等の導入は補助対象となるか。	既設の県内の工場・事業場等における省エネ設備等の導入が補助対象となります。

## 2 補助対象事業及び補助対象経費について

※補助対象経費の詳細は募集要項を参照

1	既に事業が完了している場合は補助対象事業となるか。	補助金の交付決定から実績報告(令和4年2月28日まで)の間に実施し、支払いを行ったものが対象となる。
---	---------------------------	--

	るのか。	るため、交付決定日以前に実施しているものは補助対象となりません。
2	省エネ等をリースで導入する場合は、補助対象経費となるのか。	リースの場合は実績報告時点(令和4年2月28日まで)で補助対象者の所有になっていることが確認できる場合は、対象経費として認められます。
3	振込手数料等の手数料は補助対象経費となるのか	振込手数料、代引手数料は補助対象となりません。
4	商品券やプリペイドカードで購入した物品も対象となるのか。	対象となりません。現金、口座振込又は申請者のクレジットカードで購入をしたものが対象となります。
5	分割払いで購入した場合も対象となるのか。	分割払いの場合であっても、実績報告時点(令和4年2月28日まで)にすべての支払いが完了した場合は補助対象となります。
6	「設備自体でエネルギーを消費するわけではないが導入前と比較しCO <sub>2</sub> 排出量の削減に寄与することが明確に確認することができる設備」とは、具体的にどのような設備か。また、明確に確認することができるとはどういう意味か。	断熱シートや断熱塗料等を想定しています。なお、その設備を導入することで、どの程度CO <sub>2</sub> 排出量の削減効果があるのか、シミュレーションデータなどにより明確に効果があるものが、補助対象となります。
7	ガソリン車のEV車への更新は補助対象となるか。	車両は補助対象外となります。
8	中古品は補助対象となるか。	中古品は、性能値を客観的に検証することが困難なため、補助対象外となります。
9	太陽光パネルや蓄電池は補助対象となるか。	太陽光パネルなどの再生可能エネルギー発電設備や蓄電池は補助対象外となります。
10	県内の製造業者が製造した省エネ設備とはどのような設備か。	鹿児島県内に本社を置く、県内製造業者により、最終的な製品として製造された省エネ設備をいいます。ただし、OEM製品については、県内の製造業者が製造した省エネ設備としては認められません。

### 3 申請手続きについて

1	県内に複数事業所があるが、事業所単位(工場単位等)で切り分けて申請ができるか。	事業所単位での申請はできません。複数事業所がある場合は、まとめて1申請としてください。
2	県外に本社があり、県内に事業所があるが、申請はど	企業・個人事業主で申請を行う場合、企業・個人事業主単位で申請をお願いすることになるため、本社

	ちらで行えばよいか。	において申請をお願いします。
3	申請書はどこで手に入るのか。	専用ホームページからダウンロードしてください。
4	どこに申請すればいいか。	「ものづくり産業省エネ設備等導入支援事業」事務局を開設しておりますので同事務局に申請してください。
5	「県税の未納がないことの証明書」はどこで発行できるか。	発行窓口については、鹿児島県の公式ホームページの以下のページで確認いただけます。 県税の証明書 <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/nouzeisyomei.html">http://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/nouzeisyomei.html</a> ※一般用の発行窓口が対応可能な窓口です。
6	個人事業主の場合、申請時に何を添付すればいいか。	・会社の実態が分かる書類→ 営業許可証、開業届等 ・直近の決算書→ 確定申告書等 ※マイナンバー（個人番号）の記載がある場合は、黒塗りにして読み取れないようにしてください。
7	産業分類の中分類のコードは何を入力すればいいかわからない。	総務省の日本標準産業分類を参考にしてください。 <a href="https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html">https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html</a>
8 (10/27 追加)	履歴事項全部証明書はいつ頃取得したものを添付すればいいか。	直近3ヶ月以内のもので、かつ最新のものを添付してください。

#### 4 その他

1	概算払いは可能か。概算払いの上限はいくらか。	概算払いは可能です。上限は交付決定額の7割です。
2	他の補助金との併用は可能か。	他の補助金で補助対象となっているものに対して、上乗せして本補助金を充当することはできません。
3	交付決定を受けた事業を中止した場合はどうすればいいのか。	中止(廃止)承認申請書を提出する必要があります。なお、状況次第では補助金を返還する必要がありますので個別にご相談ください。